

令和6年9月25日

定額減税及び税務行政上の諸施策に関する  
アンケート調査結果

名古屋青年税理士連盟

## はじめに

名古屋青年税理士連盟（以下、「名青税」という。）では、研究部、制度部及び総合企画・検討委員会の合同により、令和6年度定額減税、国税の納付書の一部送付取り止め及び税務署窓口における収受印の廃止について、関与先の実施状況及び名青税会員の対応状況等を把握し、税制及び税理士業務の改善に向けた分析・検討に資する目的でアンケート調査を行いました。この度、回答結果を取りまとめましたので、ここにご報告いたします。

本アンケートの実施にご協力いただいた会員の皆さま並びにご回答をお寄せいただいた多くの会員の皆さまに厚く御礼申し上げます。

本アンケート調査が、税制及び税理士業務の改善・進歩に資することを切に願います。

調査期間：令和6年7月31日～8月31日

調査対象：名青税の正会員及び賛助会員

調査方法：Google フォームによる Web 回答

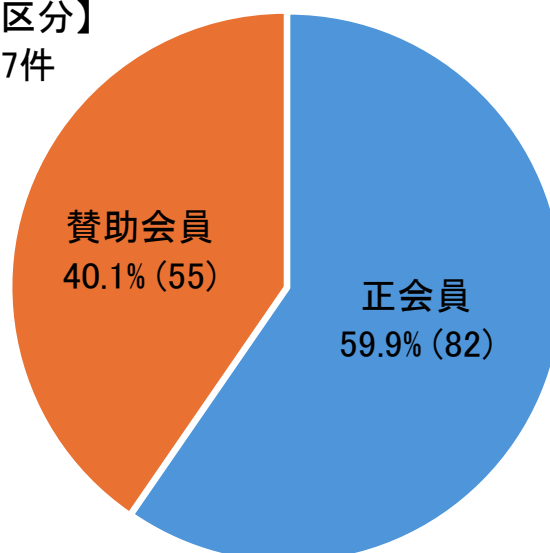
留意事項：

- (1)「令和6年度定額減税」とは、令和6年6月から実施された所得税及び個人住民税の特別減税をいいます。
- (2)「事務所」には、税理士法人及び所属税理士が所属する事務所を含みます。
- (3)過年度の特別減税・給付については、次の文献を参考にしています。

三浦啓「1990年代以降の個人所得減税―特別減税を中心に―」調査と情報 1279号5頁以下（2024年）

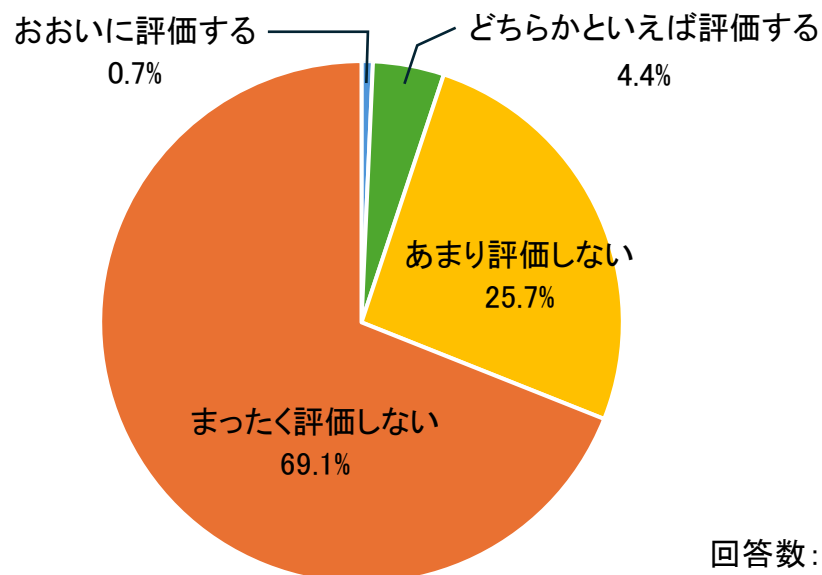
### 【回答者の会員区分】

総回答数:137件



## 令和6年度定額減税

問1. 令和6年度定額減税について、あなたは評価しますか。



※「あまり評価しない」及び「まったく評価しない」を合わせると、約95%が評価しないという結果であった。

【問1で「どちらかといえば評価する」「あまり評価しない」「まったく評価しない」と答えた方のみ】

問2. 令和6年度定額減税の問題点として、当てはまるものを選択してください（複数回答可）。

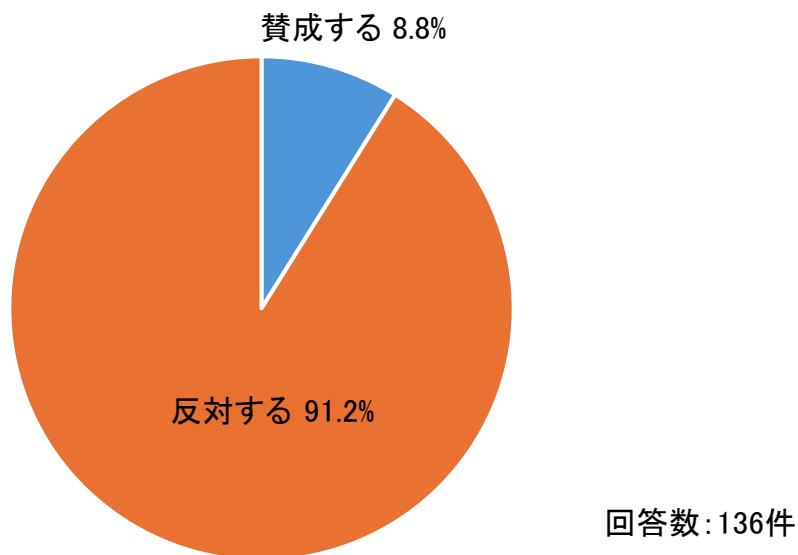


#### 「その他」記入欄（抜粋）

- ・納税者がしくみを理解しにくく、減税の実感が得られない。
- ・天下の愚策である。制度が複雑で、中小企業は内容を理解できない。説明するためのコストを請求したいくらいだ。
- ・定額給付でよい。
- ・政策として実施することは評価するが給付として実施すべき。
- ・減税のやり方が、煩雑。年末調整でやるならよいと思う。
- ・実施するための行政上の負担・コストが多大である。
- ・給付という別の方法があったにもかかわらず、制度がわかりづらく、ミスも起こりやすい方法を選択したことが遺憾。
- ・制度の背景にある趣旨・目的に対して、やり方がマッチしてないと思う。というか目的が不明確。
- ・継続的に行う政策なのであればまだわかりませんが、単発実施なのであれば企業および自治体の事務負担に鑑みて費用対効果が悪すぎる政策だと思います。
- ・6月になっても給与支給者で知らないという事業主がほとんどであった。

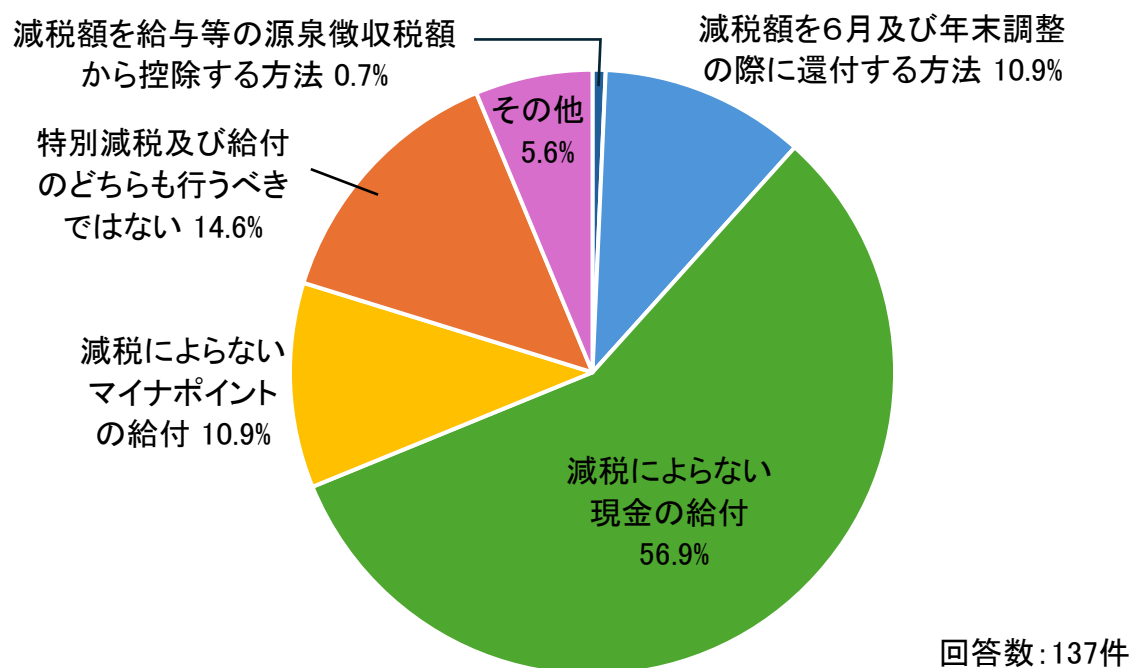
※令和6年度定額減税の問題点は「事務負担が大きい」が9割超にのぼり、次いで「減税の効果を実感しにくい」が5割超であった。記入欄にも実施方法に関する指摘が多く寄せられた。

問3. 令和6年度定額減税を来年度も継続して行うか否かについて、あなたは賛成しますか。



※来年度の継続には9割超が「反対する」という結果であった。

問 4. 給与所得に係る所得税の特別減税の実施方法として、あなたが最も望ましい  
と考えるものを選択してください。

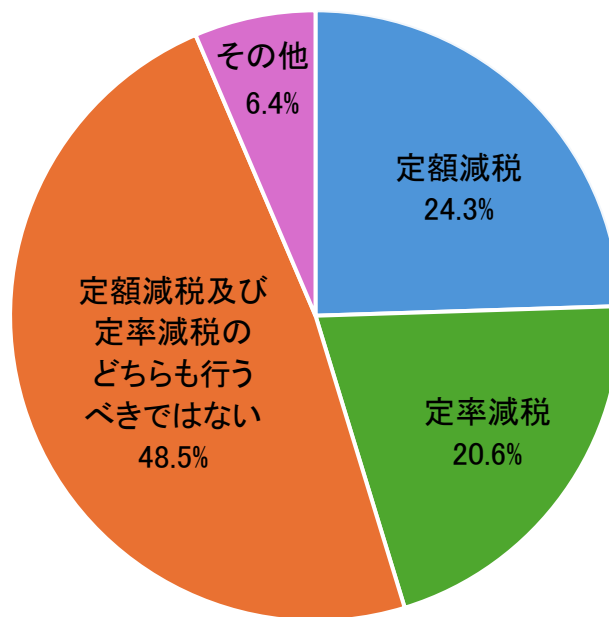


「その他」記入欄（抜粋）

- ・確定申告をしたら減税。年末調整に頼らないで自分で手続きをする。
- ・年少扶養の復活、基礎控除の増額等による、低所得者層・子育て世代にとって負担感のない所得税課税を行うべき。
- ・年末調整のみ。
- ・控除額を増やせばよい。
- ・単純に年少扶養控除を復活させればよいと思う。
- ・体制は整ったので継続してほしいです。ここでやめたらただの浪費です。

※望ましい実施方法としては、「減税によらない現金の給付」が過半数を占めた。

問 5. 所得税・個人住民税の特別減税の方式として、あなたが最も望ましいと考えるものを選択してください。



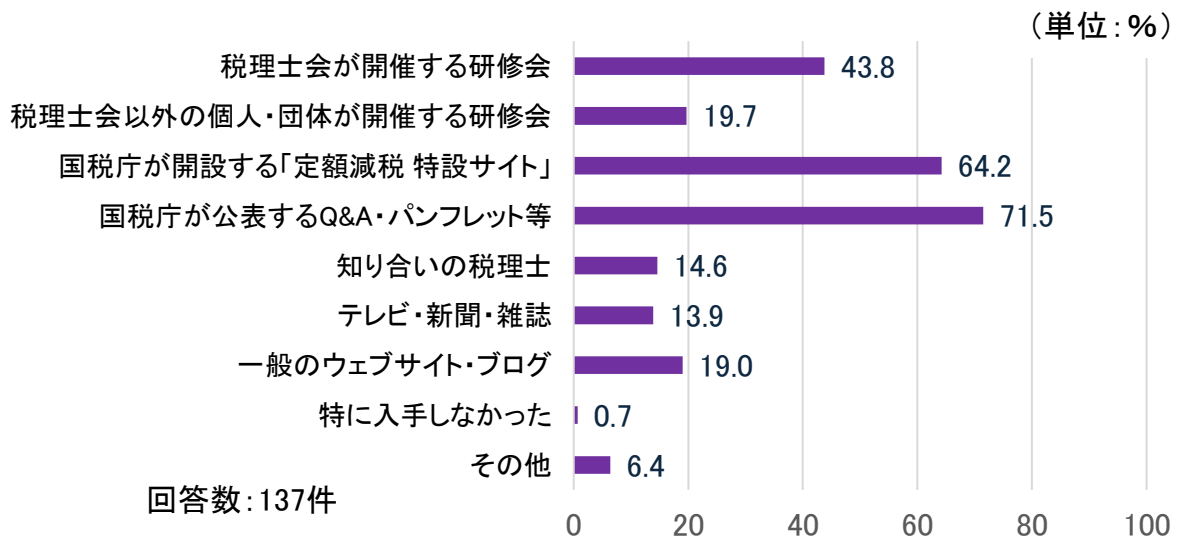
回答数:136件

「その他」記入欄（抜粋）

- ・ 給付までを考えるのであれば、税金システムを使うべきではない。給付と税額控除の二度手間となるし、所得税は所得を 10 区分に分けて、それぞれいろんな段階を経て処理するため、どの段階で減税するのか、その作業が当然に複雑になる。
- ・ なにかしらの恒久減税。
- ・ 基本となっている税率を減額する方が良い。

※望ましい方式は、前問の回答結果を反映して、「定額減税及び定率減税のどちらも行うべきではない」が約半数であった。

問 6. 貴事務所では、令和 6 年度定額減税の実施に関する情報をどのように入手しましたか（複数回答可）。

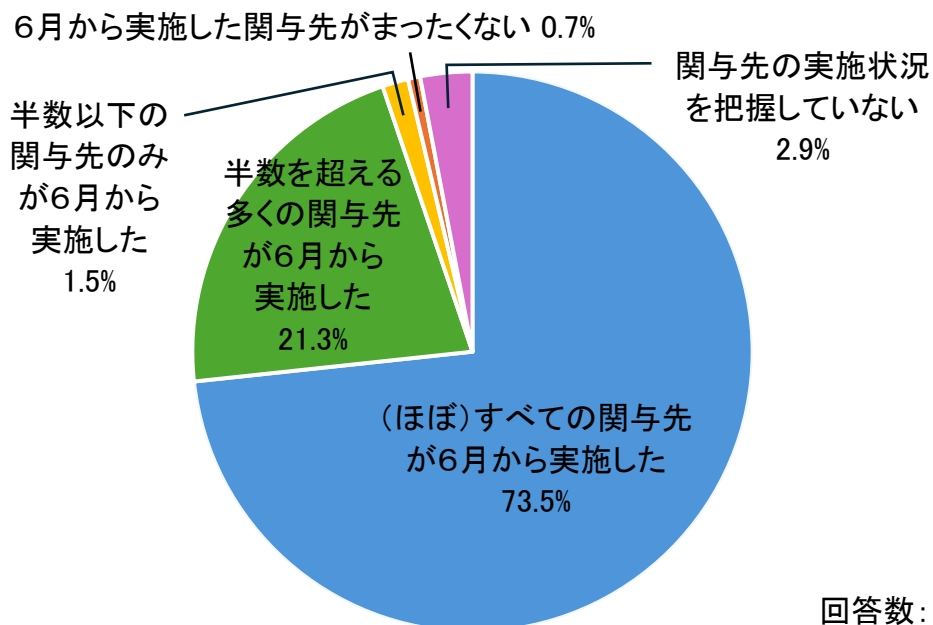


「その他」記入欄（抜粋）

・税務通信 ・YouTube ・X（旧 Twitter） ・税制改正大綱 ・税務専門誌 ・ベンダー

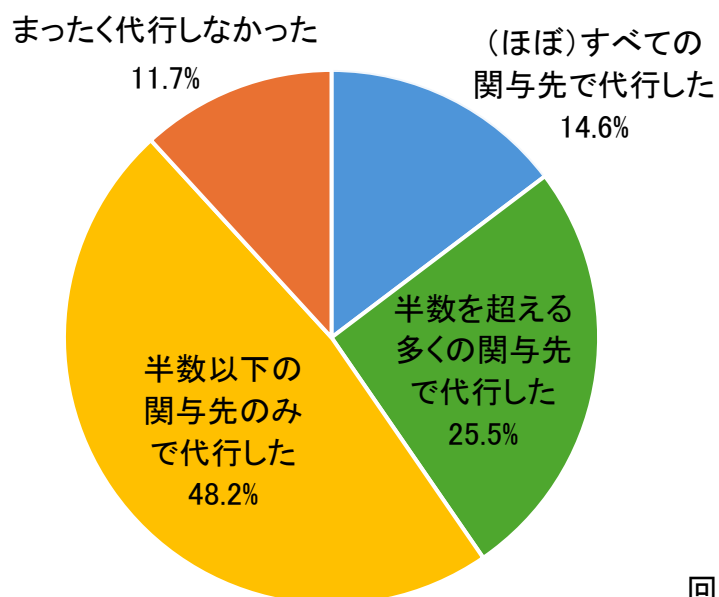
※情報の入手先としては国税庁が最も多く、次いで税理士会主催の研修会という結果であった。

問 7. 貴事務所の関与先は、6 月支給分の給与等から所得税の定額減税を実施しましたか。



※「(ほぼ) すべての関与先が 6 月から実施した」及び「半数を超える多くの関与先が 6 月から実施した」を合わせると 9 割超であり、多くの関与先が 6 月から実施したことがうかがえる結果となった。

問 8. 貴事務所では、関与先に代わって定額減税の事務を代行しましたか。

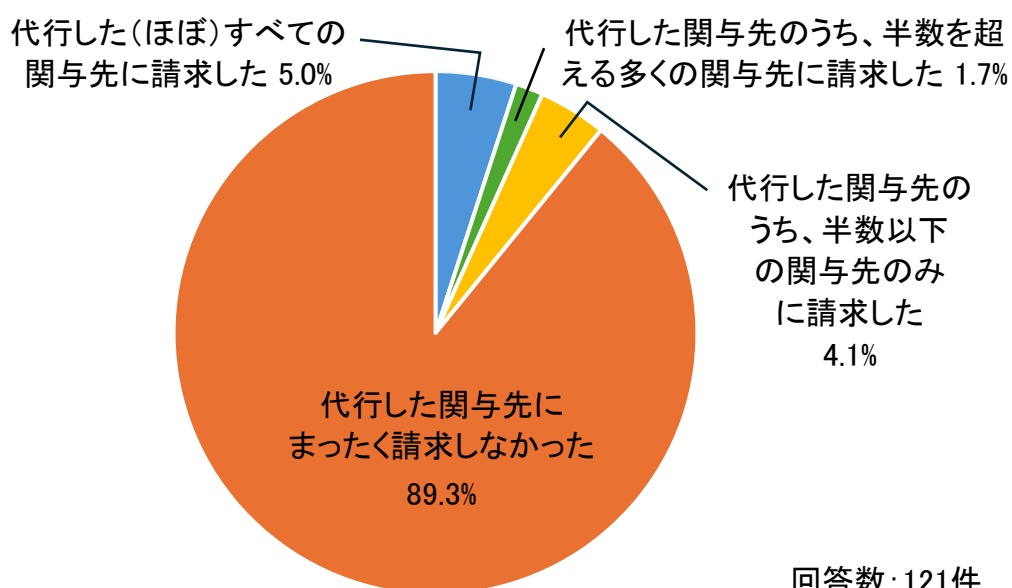


回答数:137件

※定額減税の事務を「半数以下の関与先のみで代行した」が5割弱であり、一部でも代行した税理士事務所の割合は88.3%であった。

【問 8 で「代行した」と答えた方のみ】

問 9. 貴事務所では、定額減税の事務を代行した関与先に対し、通常の報酬（顧問料・給与計算料等）以外に臨時の報酬を請求しましたか。



回答数:121件

※約 9 割の税理士事務所が「まったく請求しなかった」という結果であった。



問 10. 上記のほか、令和 6 年度定額減税に関する意見がありましたらご記入ください。

【実施方法に関する意見】（抜粋）

- ・ 定額減税の給与明細への明記等、法人の事務負担が大きすぎると思います。
- ・ 事務負担を減らしてあげて欲しいです。中小企業の経理担当者の知識の習得に限界があるので簡素で公平なものであって欲しいです。
- ・ 所得税分と住民税分が一緒になっているためわかりづらい（例えば給与計算で住民税を含めた 4 万円まで引こうとする人がいたり、住民税分の 1 万円分を自治体からの通知からさらに引こうとしたりといった関与先がいた）。
- ・ 減税部分と給付部分で所管が異なるため全体がよく分からず、給付に関しては問い合わせ先もわからない（一応市町村となっているが、市町村では不足額給付がどうなるのかななどの情報を持っていない？）。
- ・ 不明点を署へ確認したら、各市町村の窓口へ促され各市町村により手続きも異なったため、分かりづらかった。
- ・ 途中で扶養が変わった場合には年末調整で徴収になる可能性があるが、その際に制度を理解していない従業員からのクレーム対応が必要となる可能性がある。
- ・ 給与所得、不動産所得等が両方あって、予定納税もある方について、重複適用になること等、アナウンスがたりなかったのではと思います。混乱しました。
- ・ 一見してシンプルそうだが、給与と年金の両方が対象となる場合、所得税は対象外だが住民税では対象になる等、イレギュラーな処理が多い。
- ・ 年調も含め源泉徴収事務を利用した方法は、現場の混乱が大きいので支持できない。
- ・ 税金が発生しない個人は本制度によるメリットを享受する時期が数ヶ月後になり、6 月からメリットを享受している給与者らと時期にズレが生じており、そもそも国策としてこれで良かったのか疑問が残る。
- ・ このような政策はもっとデジタルを活用し、効率よく行うような考え方にならないといけない。
- ・ 年末調整と、確定申告の確認と作業事務が増えるため、期限に間に合わせるために、さらに残業などによる睡眠不足などの体調不良の懸念がある。

【給付が望ましいとする意見】（抜粋）

- ・ 平成 10 年の定額減税実施時の当時の反応は芳しくなく、翌年から定率減税となった事例があったにも関わらず、今回定額減税を実施したことは、当時の教訓が生かされていないと感じています。マイナンバーカード取得された方もかなり増加してきているので、現金給付でいいのではと考えます（マイナンバーカード活用の目的として）。
- ・ マイナンバーカードに紐づけて給付、税制と関係のない給付。
- ・ 現金一括給付で良いと思います。減税の方法には反対ですが、どうしても減税としてやらなければならないなら全額住民税で減税し、給与支給者の手間にならない方法にすべきだと思います。
- ・ 減税とはいえ給付付きなので、せっかくマイナンバーカードと預金口座を連携させたわけだし全て給付でやるべきだった。

- ・マイナポータルで給付金の振込口座を指定したにもかかわらず全く活用されていない。これを使えば即時に給付ができるはずなのにその手段を選ばず、定額減税という行政も混乱し、事務負担も激増する愚策をとった政府に対しては不信感しかありません。
- ・今後は公金口座を活用した補助金支給を希望します。
- ・もっと簡素な方式(マイナンバーカードと紐付け等)の給付方法は無かったのか？で無かったらやるべきでは無かった。

#### 【公平性に関する意見】(抜粋)

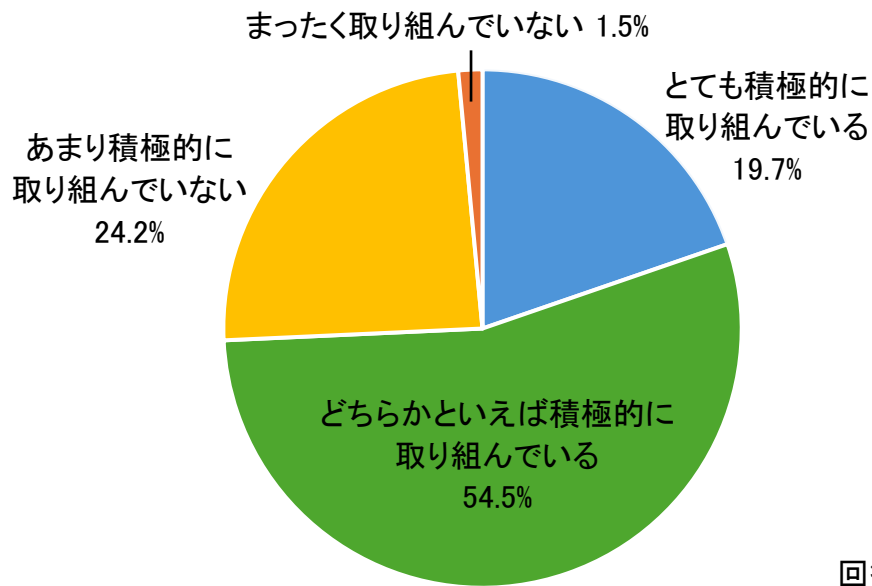
- ・人によって二重取りができたり、専従者は同一生計配偶者になれなかったりと、全く公平な制度とは言えない。事務負担を考慮するとはいっても二重取りを放置するのはいかなものか。損得が生じると税理士にクレームが来る可能性もある。
- ・事務負担が多い。直前まで情報が錯そうした。急に制度を作ったため定額減税の対象から漏れてしまう方がいるなど、不公平な形となっている。そのため次年度以降、同様の定額減税を行うのは反対。
- ・給与収入100万～103万では二重給付が可能、端数1万円未満切上など、制度自体の問題が多く、今からでも制度を見直し、年末調整と市町村での精算業務を通じて公平に還元されるようにしてほしい。
- ・細かなところでいい加減な処理が容認されている。不公平である。
- ・民も官も時間と労力が無駄、そのうえ不公平感が残る。

#### 【その他の意見】(抜粋)

- ・実施時期までは政府(行政)の本気度が全然見えなかったが、6月の実施時期に近づいたら、官房長官から実施しなければ労働基準法に抵触する恐れがあるという情報が急に出たりした。政府(行政)になにがなんでも定額減税を成功させるという気構えがないのに、なぜ国民がその減税に感謝すると考えるのであろうか。
- ・特別減税は必要はない。恒久減税をするべき。
- ・消費税減税を行うべき。
- ・行き当たりばったりでやり方が決まっていた印象が強いです。
- ・来年ももっと続けてほしいです。私は給付措置と定額減税とダブルでもらう方向です。
- ・定額減税を継続するなら、国費より代行手数料の給付を求める。
- ・何の事務負担もない顧問先の従業員は喜ぶと思っていたが、効果ないという意見が多くて驚いた。
- ・もう二度とやらないでほしいです。所得1805万を超えた方も月次で控除して後で納付になるのはクレームの予感しかしないです。来年の税務署の確定申告会場で対応するのが怖いです。インボイスや電子帳簿保存法の導入でも負担が増えているのに、これ以上負担を増やす施策はやめてほしいです。
- ・減税・給付は景気対策・国民負担の緩和策というより、実質的には支持率の低迷する政権浮揚策として政治的に利用されてきている点是否定できない。やむを得ず減税・給付を行う場合には、実施後に効果の測定・評価を行うことが必要である。
- ・可処分所得を増やすという点では評価できるが、制度設計が悪く不公平や不正を招く結果となったことが残念。
- ・政策の道具で使うことは許されない。

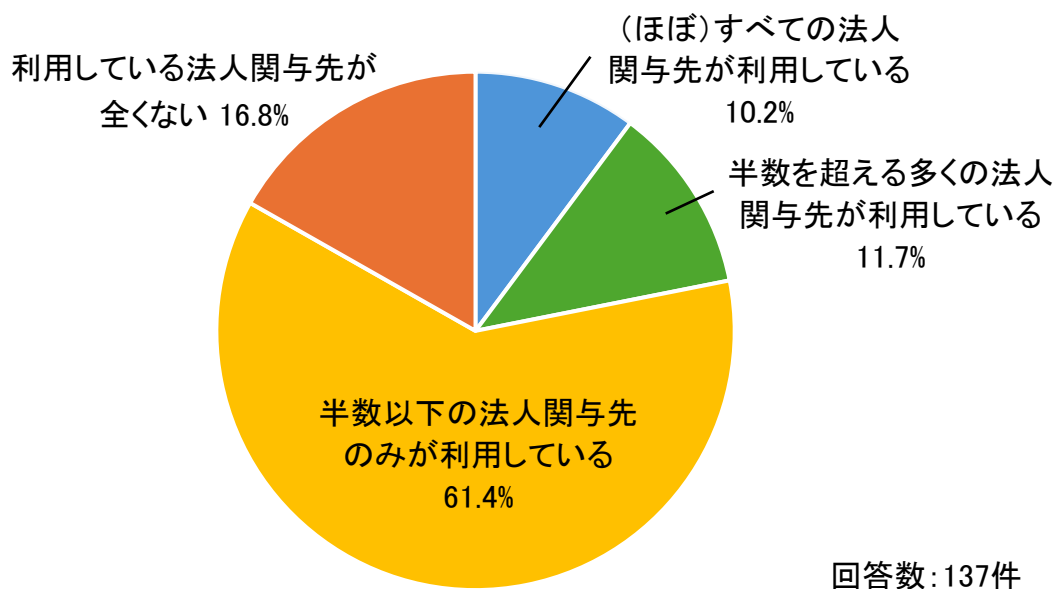
## 国税の納付書の一部送付取り止め・税務署窓口における収受印の廃止

問 11. 貴事務所は、税理士業務の電子化に積極的に取り組んでいますか。



※「どちらかといえば積極的に取り組んでいる」が過半数を占めた。

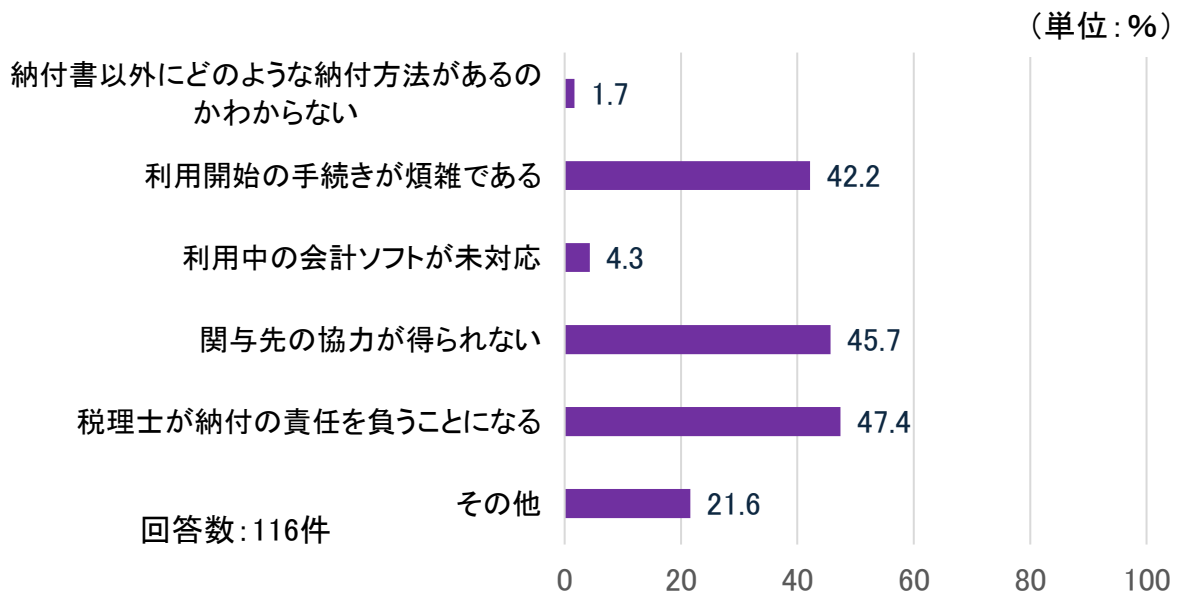
問 12. 貴事務所の法人関係先は、国税について納付書以外の納付方法（ダイレクト納付等）を利用していますか。



※法人関係先については「半数以下の法人関係先のみが利用している」が過半数を占め、「利用している法人関係先が全くない」を合わせると約8割という結果となった。

【問 12 で「(ほぼ) すべての法人関与先が利用している」と答えた方を除く】

問 13. 法人関与先について、納付書以外の納付方法（ダイレクト納付等）を利用しない理由として当てはまるものを選択してください（複数回答可）。



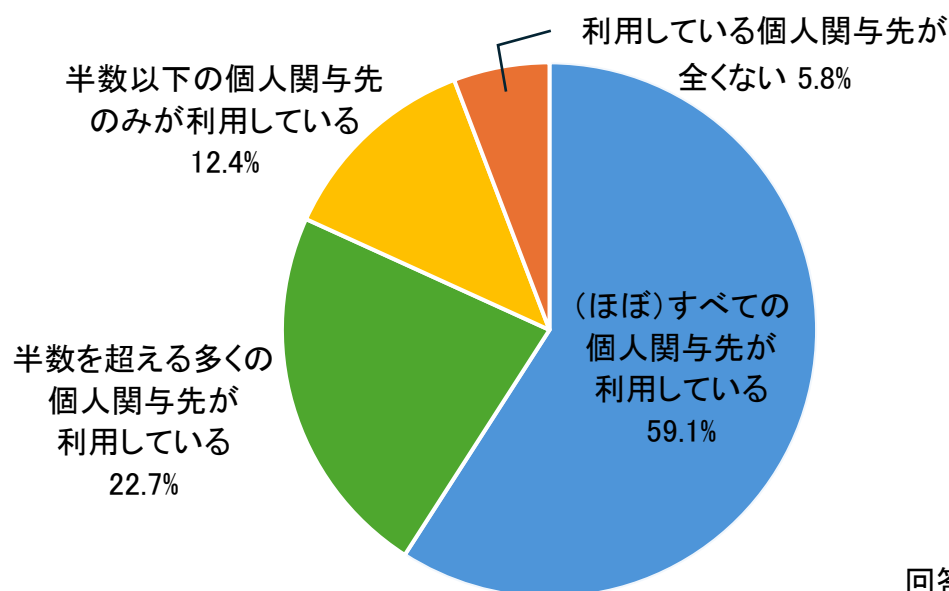
「その他」記入欄（抜粋）

- ・納税額が高額な場合、銀行残高に不安があるため（資金繰り等）、直接金融機関へ出向いて納付したいとの要望が多かった。
- ・顧客が納付書での納付を選択している。
- ・関与先の預金残高が少なく、引落日に残高がないため。
- ・ダイレクト納付が国税と地方税で別々の為、関与先の協力が得られない。
- ・必要性を感じない。
- ・申告前に納付ができない。
- ・振込制限に引っかかったりしないかなどの心配がある。また、国税は簡易的にダイレクト納付を行う環境が整備されたが地方税はそのような環境が整っていない。
- ・顧問先が高齢のため納付書が安心だといわれる。
- ・ダイレクト納付に対応していない金融機関を利用している（ネット銀行）。
- ・クライアントの要望。
- ・税理士が納付事務を行うべきではないと考えています。
- ・納付期限が延びる個人と異なり法人関与先にとってのメリットを説明しにくい。また、納付書利用だと申告は税理士が行い納付書作成は事務員に任せることができるが、ダイレクト納付等だと申告業務の延長で税理士が行うことになり事務所内での業務分担が変わってくる。顧問先でも e-Tax などにログインしての操作が必要となれば権限のある者しかできない業務が増えることになり納得が得られない場合が多い。
- ・そもそも関与先からの要望がない。
- ・農協などダイレクト納付に対応していない金融機関がある。
- ・関与先にとって手間では？と考えている。
- ・中間申告が面倒くさい。

- ・ 関与先の意向、関与先の PC などの操作スキル、ダイレクト納付が可能な金融機関に口座がない。
- ・ 納税手段が複数あり、税理士サイドから指定しづらい。
- ・ お金の取扱いに直結し、万が一のシステムトラブルを懸念して。
- ・ 関与先がメリットを感じていない。
- ・ 便利ならすぐに広まる。納付手段を減らすことに反対。
- ・ 税理士以外の担当者が顧客と「言った言わない」になるのが怖い。

※法人関与先がダイレクト納付等を利用しない理由は、「税理士が納付の責任を負うことになる」、「関与先の協力が得られない」、「利用開始の手続きが煩雑である」の3つが多いという結果であった。

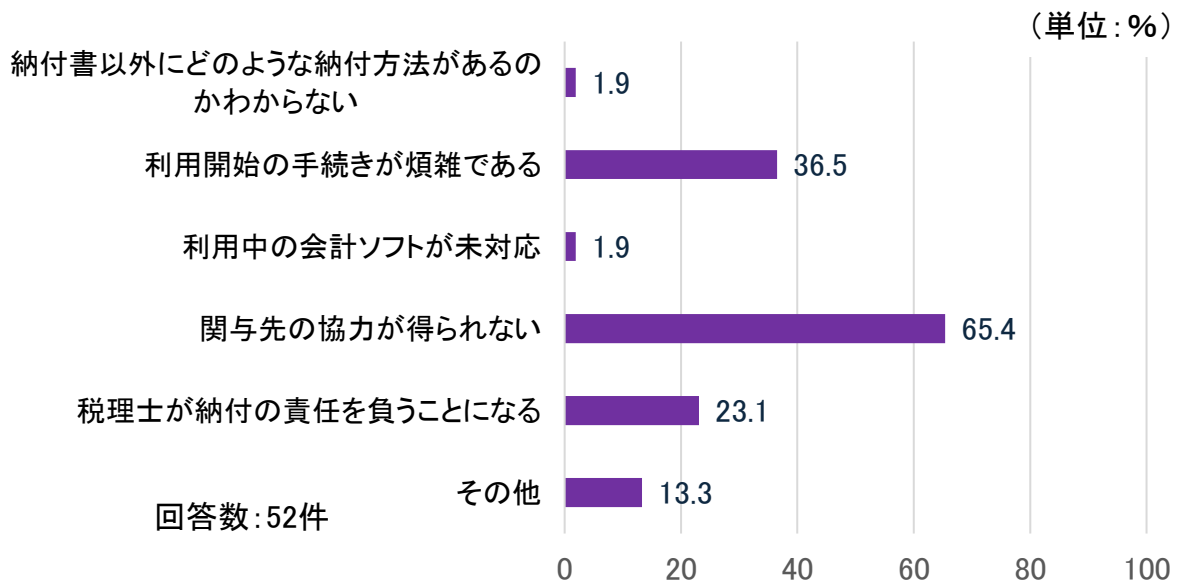
問 14. 貴事務所の個人関与先は、国税について納付書以外の納付方法（振替納税等）を利用していますか。



※個人関与先については、法人とは異なり「(ほぼ)すべての個人関与先が利用している」が過半数を占め、「半数を超える多くの個人関与先が利用している」を合わせると約8割という結果であった。

【問 14 で「(ほぼ) すべての個人関与先が利用している」と答えた方を除く】

問 15. 個人関与先について、納付書以外の納付方法（振替納税等）を利用しない理由として当てはまるものを選択してください（複数回答可）。



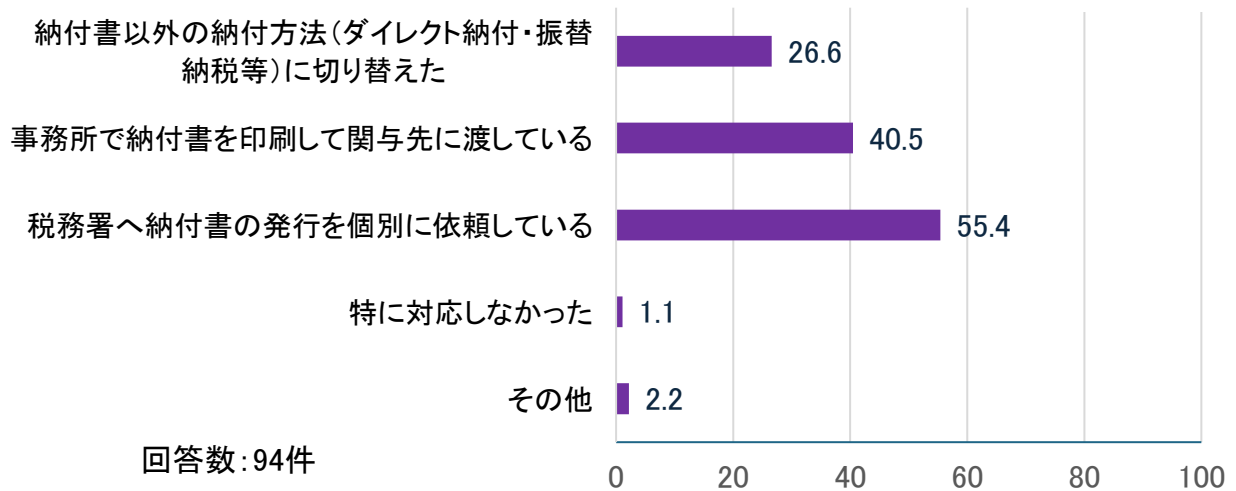
「その他」記入欄（抜粋）

- ・納付書の方が慣れている、銀行が近い、銀行の方が定期的にくるので困らない。
- ・納付書以外の納付方法を利用するメリットがない。
- ・顧問先が高齢のため納付書が安心だといわれる。
- ・関与先がメリットを感じていない。
- ・資金繰りの関係で自身で払いたいから。

※個人関与先が振替納税等を利用しない理由は、「関与先の協力が得られない」が6割超という結果であった。

【問 12 及び 14 で「(ほぼ) すべての関与先が利用している」と答えた方を除く】  
 問 16. 貴事務所では、国税の納付書の一部送付取り止めにどのように対応しましたか（複数回答可）。

(単位: %)

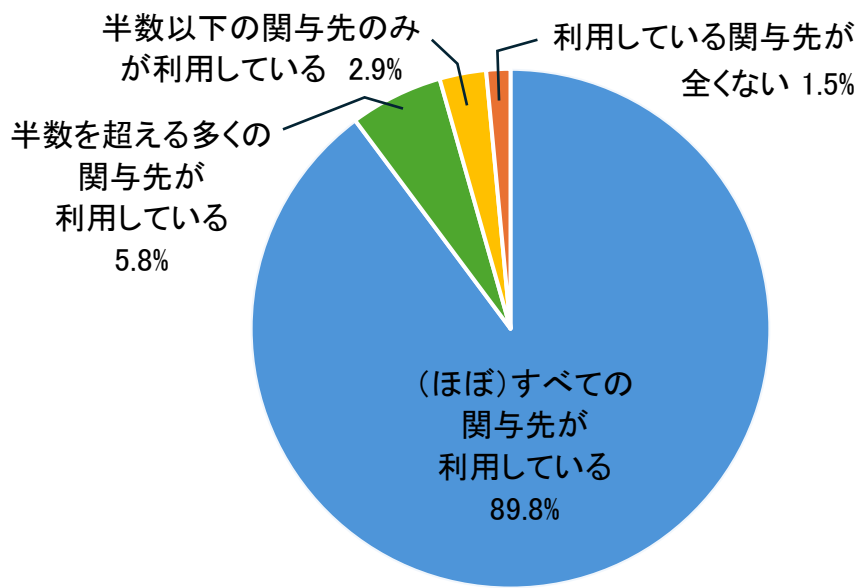


「その他」記入欄（抜粋）

- ・ 白紙に記入。
- ・ 最寄りの金融機関で納付書を手入。

※国税の納付書の一部送付取り止めへの対応は、「税務署へ納付書の発行を個別に依頼している」及び「事務所で納付書を印刷して関与先に渡している」が多く、「納付書以外の納付方法に切り替えた」は約 27%に留まった。

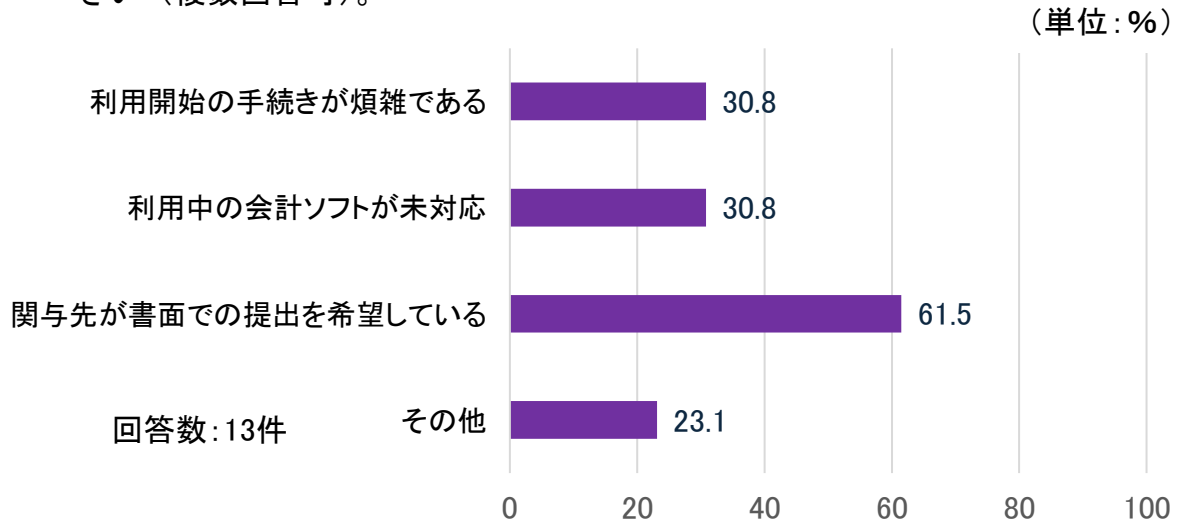
問 17. 貴事務所の関与先（法人・個人を含む。）は、国税の申告書・届出書等の提出について、電子申告・電子申請を利用していますか。



※電子申告等は「(ほぼ) すべての関与先が利用している」との回答が約 9 割にのぼり、電子申告等が浸透している実態がうかがえる結果となった。

【問 17 で「(ほぼ) すべての関与先が利用している」と答えた方を除く】

問 18. 電子申告・電子申請を利用しない理由として当てはまるものを選択してください（複数回答可）。



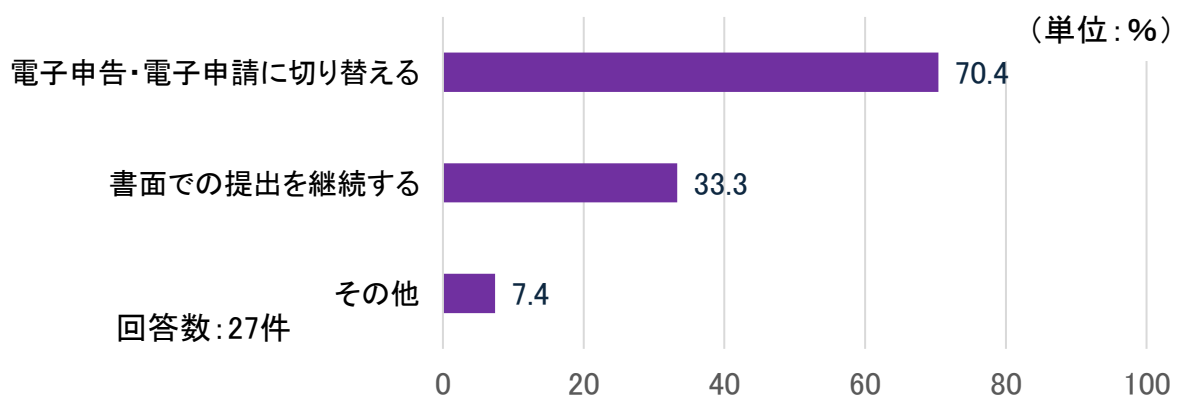
「その他」記入欄（抜粋）

- ・説明やチェックは紙面で行っているためポストに行くかクリックするかの違いでしかない。
- ・会計ソフトが必須となり、会計ソフトの購入費用が捻出できない。

※電子申告等を利用しない理由は「関係先が書面での提出を希望している」が約 6 割という結果であった。

【問 17 で「(ほぼ) すべての関与先が利用している」と答えた方を除く】

問 19. 貴事務所では、税務署窓口において收受印が廃止された場合、どのように対応する予定ですか（複数回答可）。



「その他」記入欄（抜粋）

- ・なるべく電子に切り替えたいと思っています。
- ・建設業や補助金などの收受印が必要な企業に対して、これから相談を行う予定。

※收受印廃止への対応は、「電子申告・電子申請に切り替える」が約 7 割にのぼった。



問 20. 上記のほか、「国税の納付書の一部送付取り止め」「税務署窓口における收受印の廃止」に関する意見がありましたらご記入ください。

【共通】（抜粋）

- ・日本国全体の効率が上がるのであれば、やるべきだと考えます。
- ・日本がある程度、経済的豊かさを享受するには、行政の効率性は仕方ないと思う。しかしながら、財政面でどれほど、効率化し、効果が出ているのかを明らかにしてほしい。またその機能を税理士が担うことにより、どれほどの負担が各税理士に生じているのか、それについては税理士会に明らかにしてもらい、国や国民に広く伝えてほしい。
- ・「あらゆる税務手続が税務署に行かずにできる社会」を目指すのは良いことであるが、税務署に行って手続きしたい人を排除するような動きはどうかと思う。
- ・国会が行政の DX 化を推進する以上、止められない流れだと感じているが、広く国民に理解してもらえるように、もう少し宣伝を多く行うべきかと思う。
- ・税理士側がもっと電子化に積極的に対応すべき。
- ・全世界的にペーパーレス化の流れがあり、やむを得ないと思います。
- ・納税者・税理士の意見が全く反映されていない。
- ・役所の効率化を実現するために国民の利便性を下げるとは本末転倒ですね。
- ・納税者で、不安を感じる方が少なからずいらっしゃいます。
- ・納付書はしゃあないと思えますが、收受印は止める必要を感じない。
- ・これらの施策は税務行政のデジタル化に直接つながるものではなく、むしろ税務署における執行の現場を混乱させていると思われる。
- ・送付の要否を確認、過去に電子的な方法で納付している納税者に限定するなど。
- ・①收受印が大きな国の権威・儀式である事の意味がわかっていない。電子取引に全て押し込んでいいものか？個人で一所懸命申告書を作成し税務署に提出しに行く善良な小規模事業者を軽視しすぎている。②出した出さないのトラブルの時、收受印のある手控えでどれくらいの納税者が泣き寝入りしなくて済んだのか当局の中核はその数字すら知らない事でしょう。末端の税務署からそういった不祥事の報告は決して上がりませんから。提出場面の写メが必要かもです。③日本全体がキャッシュレス(=電子申告オンリー)に移行していいのでしょうか？どこかの国のサイバーテロに対抗できるシステムはまだ日本では無理でしょ。IT で大いに出遅れた貧乏国日本がとても心配です。
- ・効率化というより、電子申告・納税に切り替えさせることを主目的としているようにしか思えないので、それが嫌。
- ・一番やってはいけない行為である。

【国税の納付書の一部送付取り止め】（抜粋）

- ・白紙の納付書を入手できるようにしてほしい
- ・納付書をネットからダウンロードして作成したものでも対応すべき。税務署からは日銀が対応不可のため、導入できない旨の回答を得ているが。
- ・従業員数 10 名以下の企業には、「国税の納付書の一部送付取り止め」の特例（以前の通り納付書の送付）を認めていただきたい。年齢層の高い方は対応できない。
- ・国税の納付書の一部送付取り止めについて、消費税の納付書を送るのであれば意味がないとも考えます。納付書を e-Tax から電子的に打ち出しができるような形の方が望ましいのでは

と考えます。

- ・納付書の送付が無い為未納となるケースがあり送付すべき。
- ・納付書の送付取りやめについて、決算時はまだいいが中間納税は送ってほしかった。今までは法人税等も金額が印字されたものが関与先に送付されていたため関与先がすぐ納付できる環境であったが、こちらで納付書を取り寄せて郵送すると納付が間に合わない可能性がある。
- ・ダイレクト納付は e-Tax や eLTAX の操作が必要であるが、PC の基礎知識のない人には操作が困難。また例えば eLTAX はブラウザ版でしかできない手続きやデスクトップ版でしかできない手続きもあり理解が難しいし、税理士である自分でも非常にわかりづらい。本当に環境を整えたいなら国税と地方税で同じプラットフォームを作り、簡易な操作でできるようにしてほしい。
- ・やるなら一部ではなくすべて取りやめ、中途半場に納付書が届くと以降しにくい。
- ・納付書の送付が突然なくなって混乱した。現状ダイレクト納付をしていないので、結局納付書を入手しなければならない。
- ・電子化に舵を切るためには仕方のないことだと感じる。が、もう少し開始の手続きがシンプルだと助かります（何度かチャレンジしたが、セキュリティエラーで先に進めず。どうしてもお客さんに作業をお願いしなくてはいけないので、何度もチャレンジできず結局納付書を渡し続けています。）。
- ・「国税の納付書の一部送付取り止め」については強く反対しないが、ベンダーから出力できる納付書の規格を日銀とベンダーとで統一して正規に利用できるようにしてほしい。
- ・納付書の取り止め対象がよく分からなかった。決算日基準らしく、6月以降も予定納税分だけは送付されていて勘違いした納税者による二重納付が発生した。
- ・納付書の一部送付取り止めじゃなく全部取り止め希望。
- ・納付書の送付は続けてほしい。
- ・一部というのが非常にわかりにくい。ダイレクト納付を推奨したい気持ちはわかるが、現在の利用率で中途半端な施策をするべきではない。個人の振替納税のように、振替日や予定納税の自動引き落としなど、利用者や税理士にもメリットがある仕組みにして、利用率が上昇してから納付書の取りやめを一部ではなく全部で行う方がよいのではないか。
- ・今まで納付書が送付されることで予定納税を把握していた顧問先もあるが、廃止されることにより納付忘れが懸念される。また一部、e-Tax により申告している法人でも予定納税の納付書が送付されるケースもあり戸惑う場合がある。
- ・納付書の送付の再開を強く望みます。
- ・国税の納付書の一部送付取り止めはダイレクト納付等の利用が50%を超えてから検討するべきと思う。
- ・納付について関与先の電子化が難しく、納付書を税務署に取りに行く機会が増えてしまい、かえって手間がかかってしまうのが現状である。
- ・納付書の送付取りやめは希望する会社に対してしてほしい。希望しなければ以前のように送付してほしい。特に予定納税に関しては納付書の発送は必要に思う。
- ・希望したらやめるにすべき。
- ・納付手段を減らすことに反対。印刷した納付書を認めるべき。
- ・納税者の納税意識が低下する。
- ・納付書は必要です。取りに行く手間が増えました。一部だけ取りやめると中途半端で困ります。

### 【税務署窓口における收受印の廃止】（抜粋）

- ・相続税の電子申告について、相続人すべての利用者識別番号が必要な部分を代表の方のみ（他相続人は委任状で対応等）の利用者識別番号で電子申告できるようにしてもらいたい。
- ・收受印は相続税の申告や所得税の準確定申告については、納税者が高齢である為、廃止を一部解除して欲しい。
- ・收受印の廃止はもう少し申告した控を簡単に見れるシステムを構築してから行って欲しかったです。
- ・税務署事務を税理士事務所に押し付けられたと感じている。收受印にかわる証明書が発行されて欲しい。
- ・税務署窓口における提出者の任意の收受印は残すべきと考えます。
- ・收受印の廃止がDX化につながるのか疑問。
- ・「税務署窓口における收受印の廃止」については、税理士が代理で確認できる方法が限られているため、遠方の顧問先でも便利に確認できるように整備してほしい。
- ・收受印の廃止は、受託案件の完了を証明できなくなる。
- ・收受印の廃止は税務署の責任逃れのためであると考えられる。
- ・税務署で書類を紛失して（？）こちらが持っている控えから届け出を期限までに出したことを証明できたらしいお話を聞いたことがあります。体制が整っていない状態で無理やり收受印を廃止しても、トラブルが生じかねないと思います。届出等が出したかどうかで影響も大きく、こちらにとって不利益な出来事が生じないか、とても怖いです。
- ・相続などの単発関与で、毎年継続して申告することが予想されない納税者に対しては、あえて利用者識別番号の取得を勧めていないし、そういった場合は今後も書面提出を継続する方針。代替りのリーフレットを配布するとかおかしなことを言うくらいなら印押してほしい。提出事実、提出日が簡単に確認できるいい方法だったと思うが、廃止する趣旨が不明。
- ・收受印の廃止は電子申告に対応できない納税者にとってデメリットが大きすぎる。
- ・当局は電子申告の（原則）義務化を提案すべき（賛成という意味ではなく手法についての意見です）。
- ・紙での提出を認めている場合は絶対に廃止してはいけない。收受印は双方にとって提出したこと、されたことを証明するために必要な手続きであり、その唯一の証明手段を放棄することは混乱しか生まない。
- ・窓口受付分について、照会制度を拡充してほしい。
- ・窓口提出がある以上收受印は残すべき。
- ・受信通知を余計に添付する必要がある。また書面で提出した際の記録が納税者の手元に残らない。これで何の効率化が図れるのか？意味不明。
- ・税務署窓口は廃止でもやむを得ないが、郵送のみ收受印を残してほしい。
- ・補助金と建設業の許可で收受印が必要な背景を考慮して欲しい。
- ・紙で提出した場合に收受印がないと、説得力がない。